

令和2年10月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年10月29日(木曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館2階 研修室1

3. 出席委員 15名

1番	吉永 義量	2番	貞廣 誠也	3番	小松 優
4番	川田 忠宏				
7番	公文 基嗣	8番	高松 敏子	9番	岡村 悟
10番	茂井 雅昭	11番	松本 勇	12番	岡村 和紀
13番	黒岩 正充	14番	石河 史成	15番	西笛 勤
16番	安岡 志乃			18番	山崎 一義

4. 欠席委員 3名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について(受付番号81～89)

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 2件

議案第3号 あっせん申し出について 1件

議案第4号 非農地証明願 1件

議案第5号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 10 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名であります。欠席者は 3 名です。出席委員 15 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は都築英明委員と公文基嗣委員にお願いします。

議 長 　　今回も新型コロナ感染拡大防止のため、事前に配布した資料の説明は行わず、質問・採決のみを行うこととします。

(議案については質問・採決のみ実施)

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 8 1 番

　　大字和食字中入野 甲 2948 番で地目は畑、面積は 1,495 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。期間は R2 年 9 月 1 日から R12 年 8 月 31 日までの 10 年。作付けはナス。賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 8 2 番

　　大字和食字古城之丸 甲 5897 番で地目は田、面積は 2,114 m<sup>2</sup>の内 2,030 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。期間は R2 年 7 月 1 日から R12 年 6 月 30 日までの 10 年。作付けはナス。賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 8 3 番

　　大字馬ノ上字三長田 3818 番で地目は田、面積は 1,345 m<sup>2</sup>の内 1,340 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。期間は R2 年 9 月 30 日から R3 年 12 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月。作付けはショウガ。賃借料は 1 反当り 2 俵。

　　受付番号 8 4 番

　　大字馬ノ上字三長田 3820 番 1 で地目は田、面積は 1,139 m<sup>2</sup>の内 1,130 m<sup>2</sup>、字市屋敷 3830 番で地目は田、面積は 2,013 m<sup>2</sup>の内 1,000 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。期間は R2 年 10 月 1 日から R3 年 12 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月。作付けはショウガ。賃借料は 1 反当り 2 俵。

　　受付番号 8 5 番

　　大字馬ノ上字東又 3884 番で地目は田、面積は 1,156 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。期間は R2 年 10 月 1 日から R3 年 12 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月。作付けはショウガ。賃借料は 1 反当り 2 俵。

　　受付番号 8 6 番

大字和食字城殿 甲 5296 番で地目は田、面積は 1,140 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 11 月 1 日から R2 年 10 月 31 日までの 10 年。作付けは オクラ。賃借料は 1 反当り 2 俵。

受付番号 8 7 番

大字馬ノ上字市屋敷 3828 番で地目は田、面積は 1,031 m<sup>2</sup>の内 647 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 10 月 30 日から R7 年 10 月 29 日までの 5 年。作付けは ショウガ。賃借料は 1 反当り 22,000 円。

受付番号 8 8 番

大字馬ノ上字市屋敷 3829 番で地目は田、面積は 917 m<sup>2</sup>の内 914 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 10 月 30 日から R7 年 10 月 29 日までの 5 年。作付けは ショウガ。賃借料は 1 反当り 22,000 円。

受付番号 8 9 番

大字馬ノ上字東又 3889 番 1 で地目は田、面積は 1,812 m<sup>2</sup>の内 1,469 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。期間は R2 年 10 月 30 日から R7 年 10 月 29 日までの 5 年。作付けは ショウガ。賃借料は 1 反当り 22,000 円。

議 長 第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 9 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。

(議案については質問・採決のみ実施)

第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について。

受付番号 7 土地の所在は大字西分字善馬 甲 6196 番 2、地目は田、転用面積は 1,169 m<sup>2</sup>。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さん。

昨日に会長、黒岩正充委員、石河史成委員、事務局にて現地確認。

受付番号 7 は売買による所有権移転。

受付番号8 土地の所在は大字和食字古城之丸 甲 5906 番、地目は田、転用面積は618㎡。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。  
昨日に会長、茂井雅昭委員、松本勇委員、事務局にて現地確認。  
受付番号8は売買による所有権移転。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 第2号議案について、許可してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条第1項の規程による許可申請については、許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 あっせん申し出について議題とします。

(議案については質問・採決のみ実施)

第3号議案 あっせん申し出について。

受付番号5 申請人は〇〇さんより、大字道家字シモヤシキ 45番、地目は田、面積216㎡、字柳クボ 48番、地目は田、面積1,130㎡、字柳クボ 52番、地目は田、面積676㎡、字柳クボ 57番1、地目は畑、面積231㎡、字仲ヤシキ 393番1、地目は田、面積305㎡、字仲ヤシキ 405番1、地目は田、面積480㎡、字仲ヤシキ 408番、地目は田、面積2,241㎡、字ヒノクチ 590番、地目は田、面積443㎡、字ヒノクチ 593番、地目は田、面積305㎡の土地を売りたいと申し出。単価についてはいくらでも構わない。

議 長 自分の方で関係者にあたってみました但難しいとのことでした。あっせん委員を決めたとしてもこの地域は難しいと思うので、事務局と相談のうえ方向性を決めたいと思いますがいかがでしょうか。

(全員賛成)

議 長 続きまして第4号議案 非農地証明願について議題とします。

(議案については質問・採決のみ実施)

第4号議案 非農地証明願について

受付番号12 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字道家字セトノ本310番、地目は台帳 田、現況 山林で面積は583㎡、字仲谷323番、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は552㎡、字橋本351番、地目は台帳 田、現況 山林で面積は770㎡、字仲ヤシキ402番1、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は622㎡、字仲ヤシキ411番1、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は162㎡、字ハタヤシキ426番、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は784㎡、字ヘツイヤシキ449番、地目は台帳 畑、現況 山林で面積は718㎡。申請理由は山林化しているため。

昨日に会長、岡村悟委員、岡村和紀委員、事務局にて現地確認。

事務局 植林し15年以上が経過し現況は山林化しており、今後は地目を山林に変更し森林組合をとおして山林として売買するとのこと。

議長 それではお謀りします。第4号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議長 それでは第4号議案 非農地証明願については許可いたします。

議長 続きまして第5号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

・農地中間管理事業について質問・回答

(閉会時刻午後2時00分)

議事録署名委員

高松 敏子

議事録署名委員

岡村 悟